

国民健康保険にご加入の方へ

# マイナンバーカードを 健康保険証としてご利用ください！

右のステッカーがある医療機関等では、マイナンバーカードをカードリーダーに置いて認証することで、健康保険証として利用できます。



マイナンバーカードの健康保険証利用にはメリットがたくさん！

- ①特定健診・薬剤情報を医療機関などで共有できる
- ②自身の特定健診・薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる
- ③確定申告での医療費控除の手続きがより簡単に！
- ④限度額適用認定証等がなくても、限度額を超える一時的な医療費の支払いが不要に！
- ⑤就職・転職・引っ越しをしてても健康保険証として引き続き使える

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、以下の2つの準備が必要です。

## STEP1 マイナンバーカードを申請

申請方法は選択可能です。

- ①スマホ等からオンライン申請
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機から申請



◆オンライン申請  
の方はこちら

## STEP2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

利用登録の方法

- ①スマホ等で「マイナポータル」アプリから登録
- ②セブン銀行ATM・カードリーダー導入済みの医療機関等で登録



iPhone  
の方はこちら



Android  
の方はこちら

※市民課窓口でも手続きを行っています。

## 【マイナ保険証をお持ちでない方へ】

申請によらず、これまでの保険証に代わる「資格確認書」を交付します。資格確認書の提示で、引き続き保険診療を受けられますのでご安心ください。

### ※ マイナ保険証を利用する際の注意点

国民健康保険へ加入後、医療機関等において資格を確認するシステムへの情報反映には最低3日（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）を要するほか、資格確認システム等の不具合や、マイナンバーカード表面やICチップの汚損等により、正確な資格情報が表示されない場合もあります。その場合は、加入時に交付する「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証をあわせて提示するなどして、医療機関等を受診していただくことになります。

## 健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合  
フリーダイヤル  
**0120-95-0178**

音声ガイダンスにしたがって4→2の順にお進みください。

問合先 保険医療課 Tel.28-8016